

特集

在宅サービスの

新たな展開を目指して

Point of View

全国身体障害者施設協議会 総務・広報委員
尾崎 正一（香川県・真清水荘 施設長）

社会経済の変化にともない、家庭環境や地域社会が大きく変わり、核家族化の進展による家庭での扶養力・養育・教育力が弱まるなど、さまざまな生活問題・福祉課題が多様に現れて、在宅福祉サービスの整備は社会的にせまられています。「社会福祉法」の第4条では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行なう者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。また第3条では、「福祉サービスの利用者が心身ともに……その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの」と規定され、福祉サービス利用者の地域福祉を構成する一員としての日常生活の保障が述べられています。

身障協では、調査研究委員会の中に平成9年から在宅福祉サービス研究部会（現在、在宅サービス小委員会に改称）を設けて、重度障害者への在宅サービスの推進、支援費制度における居宅生活支援費をめぐる諸問題の議論を行っているところです。

障害者の福祉の増進にあたっては、障害のある人もない人もお互いに支え合い、地域で共に生き生きと豊かに暮らして行ける社会を目指すというノーマライゼーションの考えや、自ら障害者の意思で選択決定していく自己決定の考えが重要とされています。

障害者にみならず、誰でも住み慣れた家庭や思い出多い町並み、ほっとする我が家、そこで暮らせるのが一番の幸せです。家庭や地域で、自立支援のためのさまざまなサービスを利用しながらその人らしく生活し、一人の人間として社会経済活動に参加できるよう社会全体で地域生活の支援を行うことが大切であり、そのためには多様な福祉サービスの提供が必要です。

障害プランに基づいたホームヘルプサービス・ショートステイ・デイサービス等の在宅サービスの整備充実が強く望まれますが、地域で生活している、あるいは生活しようとしている障害者に対しては、地域生活を総合的に支援するためのケア計画を作成・実施する障害者ケアマネジメントが必要です。障害者の自立と社会参加を促進するためには、いろいろな公的サービスの充実をはかることと、これらを円滑に利用できる支援体制の整備が重要です。

平成15年度から施行される支援費制度を目前にひかえ、私たち療護施設の果たすべき役割が大きく変わってきたことを十分に認識し意識改革をしなければなりません。これからは市町村と連携を密にして、施設福祉だけでなく地域に目を向け、療護施設自体がひとつのサービス資源として、また重度障害のある人々への支援のノウハウを持つものとして、施設福祉・在宅福祉をトータルにサポートして行くことが大切だと考えます。